

日本の医療保険制度の仕組みと手続き

◆日本の医療保険の制度

日本では、病気やけがに備え、誰もが安心して医療を受けられるよう、国民全員が医療保険に加入することになっており、日本に在住する外国人も、同様に加入しなければなりません。

医療保険に加入することで、少ない負担で治療を受けることができます。

入院などにより医療費が高額になった場合でも、毎月の自己負担の上限が決まっているため安心です。

◆国民健康保険（国保）

国民健康保険は、公的医療保険の一つで、会社や事業所などで加入する他の医療保険に加入していない人が加入する保険です。住所のある市町村の国保に加入します。

国保の運営は、それぞれの県と市町村が共同で行っています。

◆国保の仕組み

国保は、加入者が納める国民健康保険税（国保税）と国・県などが負担するお金で、加入者が受けた医療費などを支払う仕組みになっています。

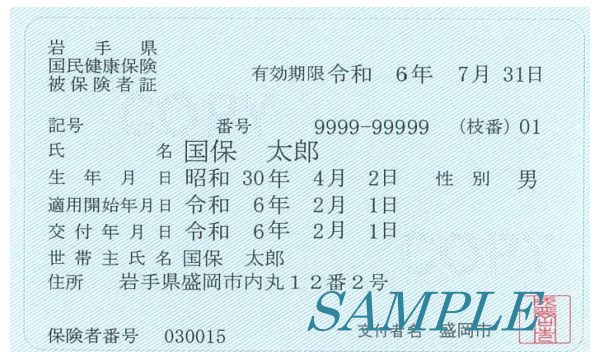
加入者の皆さんに国保税を納めていただかないと、国保の運営ができなくなりますので必ず納めてください。

◆国保への加入と保険証

外国人は、盛岡市に住民票を置く場合に加入することになっています。

市役所の市民登録課または各支所で登録を行う際に、該当する場合は国保に加入します。加入は世帯（住所や生計を同じくする他の医療保険に加入していない家族など）で加入し、被保険者証（保険証）は1人に1枚交付されます。

国保税の計算のため、前年所得の申告が必要な場合は、後日、郵送等でお知らせします。



被保険者証（見本）

◆医療機関の受診と保険証

医療機関で受診する場合は、受付窓口で保険証を提示します。

保険証を提示することで、医療機関の窓口で支払う自己負担（一部負担金）が表4の割合のみで済みます。

表4 医療機関での自己負担の割合

義務教育就学前 (小学校に入学する前まで)	20%
義務教育就学～69歳	30%
70歳～74歳	20% (一定以上所得者は30%)

さらに、自己負担が高額になった場合は、1か月の自己負担の限度額（上限額）までの負担で済むことになっています。

盛岡市市民部健康保険課

◆国民健康保険税（国保税）

国保税には、医療給付費分と後期高齢者支援金分があり、40歳以上になると介護納付金分もかかります。

- 医療給付費分：国保加入者の医療費等の給付の財源に充てる分
- 後期高齢者支援金分：主に75歳以上が加入する医療保険である後期高齢者医療制度への支援金の財源に充てる分

（後期高齢者医療制度は、日本の全ての医療保険者が支援金を負担します。）

- 介護納付金分：40歳以上が加入する介護保険拠出金の財源に充てる分

（40歳以上になると、介護保険に加入することとなり、64歳までは、その保険料も国保税と併せて納めることになっています。）

盛岡市の国保税は、表1の所得割、均等割、平等割の合計額になります。

表1（令和6年度）

区分	説明	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40歳以上)
所得割	加入者の前年の所得にかかる割合	8.4%	2.6%	2.5%
均等割	1人あたりの額	22,000円	6,200円	6,400円
平等割	1世帯あたりの額	23,900円	7,100円	6,700円

国保税の額は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分をそれぞれ計算した結果の100円未満を切り捨てた合計額になります。（未就学児の均等割については、5割軽減されます。）

課税額は、同じ世帯の国保加入者全員分を合わせて計算し、納税義務者である世帯主（世帯の代表者）に請求します。

【国保税の計算例】

40歳未満の2人世帯で、1人目が前年給与収入250万円（前年給与所得167万円）、2人目が収入無しの場合

<医療給付費分>

所得割	(1,670,000円－基礎控除430,000円) × 8.4%	=	104,160円
均等割	22,000円 × 2人	=	44,000円
平等割	23,900円 × 1世帯	=	23,900円
合計			172,060円
100円未満切捨て			<u>(A) 172,000円</u>

<後期高齢者支援金分>

所得割	(1,670,000円－基礎控除430,000円) × 2.6%	=	32,240円
均等割	6,200円 × 2人	=	12,400円
平等割	7,100円 × 1世帯	=	7,100円
合計			51,740円
100円未満切捨て			<u>(B) 51,700円</u>

世帯にかかる1年分の国保税額 (A) + (B) = 223,700円

◆国保税の軽減

日本国内で前年に所得がない場合は、国保税（均等割・平等割）の70%が軽減されます。このほか、所得が少ない場合の軽減もあります。

前年の所得がない場合も、所得の申告を行ってください。申告を行わないと軽減の対象にならないことがあります。

◆国保税の納付

国保税は、加入手続きを行った翌月に、納付書が郵送で届きます。納付書に記載された金額を指定された期日（納付期限）までに納付してください。現金のほか、クレジットカードやスマートフォン決済アプリによる納付もできます。また、納付できる場所は、納付書の裏面に記載されていますので御確認ください。

通常、4月から翌年3月までの1年分の国保税を、7月から翌年2月までの8回に分けて納付します。7月以降に加入した場合は、それ以降の納付期限が指定されます。

銀行口座からの振替もできます。

◆国保税を納めないと

国保税を納期までに納めないと、督促状が送られるほか、電話や自宅訪問、文書などによる催告や財産の差し押さえなどを受けることとなります。また、督促手数料や、納めなかった期間で計算する延滞金を国保税に加算して納めていただくこととなります。

国保税を納めることが困難な場合は、早めに市役所の健康保険課に御相談ください。

◆出国する場合

出国する場合の国保の資格は、次のとおりになります。再入国許可がある場合とない場合で異なりますので御注意ください。

ただし、再入国許可を取得しないで、出国後1年以内に再入国する場合（みなし再入国許可）も、**再入国許可を取得した場合**と同様に取扱うことができます。

<再入国許可を取得した場合>

国保の資格は出国しても継続しますが、出国している期間も国保税はかかります。出国中に受けた医療費も国保の給付対象になります。

<再入国許可を取得しない場合> **※必ず健康保険課の窓口で御相談ください。**

国保の資格は出国した時点で切れます。国保税は、月割で計算しますので、出国前に精算が必要です。（精算により過誤納金が発生し、出国前に振込先口座を御準備いただく場合がございますので、お早めに御相談ください。）

◆他市町村への転出や就職

国内で他の市町村に引っ越す場合や、会社などへの就職により別の医療保険に加入する場合も必ず手続きが必要です。

◆受けられる給付

国保の給付は、医療のほか出産時の給付、人間ドックの助成や特定健康診査の受診があります。

◆主な国保の手続

次の場合は、手続が必要になります。市役所の健康保険課の窓口で手続をお願いします。

項目	説明	必要なもの
保険証をなくした	保険証の再発行を受けてください。	旧保険証、本人確認書類（パスポート、マイナンバーカード、在留カード等）
就職して他の医療保険に加入した	国保から抜ける手続が必要で、国保税の金額も変わります。	国保の保険証、資格取得証明書又は新しい保険証、本人確認書類
入院する又は外来の自己負担が高額になる	「マイナ保険証」又は「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示することで、医療機関での一部負担金が、高額療養費の限度額(上限額)までの支払いで済みます。「限度額適用認定証」の交付には申請が必要です。(マイナ保険証をお持ちの方は必要ありません。)	保険証
保険証を提示せずに診療を受けた	療養費(医療機関で支払った医療費のうち、自己負担を除く分)の給付を受けることができます。	保険証、銀行の口座番号、印鑑(※1)、領収書、診療内容の明細書(レセプト)
外国で診療を受けた		保険証、銀行の口座番号、印鑑(※1)、領収書、診療内容の明細書及び領収明細書(※2)(※3)、パスポート
子どもが生まれた	生まれた子どもの加入手続が必要で、(手続は市民登録課で行います。)	保険証、母子健康手帳
	出産育児一時金の給付を受けることができます。(産科医療補償制度加入医療機関は50万円、未加入の医療機関は48万8千円)	保険証、銀行の口座番号、印鑑(※1) 医療機関発行の明細書(※2)、外国で出産した場合は出産を証明できるもの(※2)
	産前産後期間相当分の国保税が減額されます。(単胎妊娠の場合は、4ヵ月分、多胎妊娠の場合は、6ヵ月分) (死産、流産、早産、人工妊娠中絶も含めます)	本人確認書類、母子健康手帳

※1 申請者(世帯主)以外の口座に振込む場合のみ必要です。外国人の方に限り署名でも受付できます。

※2 内容を日本語に翻訳したものも必要です。

※3 所定の様式がありますので、渡航前にお問い合わせください。

お問い合わせは盛岡市市民部健康保険課(代表 019-626-7527)へ